

“和”の社会 と ディベート

②

「日本異質論」とディベート

野村美明

(大阪大学法学部助教授)

連載

4. 「日本権力の謎」は法とディベートの欠如にあるディベートとは、前回の1で簡単に定義したように、参加者双方が、ある争点をめぐってルールに従って議論を闘わせ、その優劣を競うものである。訴訟社会アメリカと比較すると、日本では、裁判をおそらく唯一の例外として、実社会でディベートが活用されることはきわめて少ない。それどころか、当事者が友好的に、しかもルールというようないくことをいわずに、きわめてインフォーマルすなわち非公式に話し合うのが日本の美德であるとされ、またこの効率性が日本経済の強さだと説明されることもしばしばである。ところが、アメリカの日本叩きにうんざりしている日本人がなんとか頼りにしたいと思うヨーロッパから、ディベートがないのは異常な社会だという鋭い批判が現われてきたのである。

オランダのジャーナリストであるヴァン・ウォルフレンは、1989年に出版された『日本権力の謎』⁽¹⁾という書物の中で、際限なく膨張を続けてヨーロッパや米国の経済・産業を破壊しつつある日本は、国家のために適切な政策を決定し、その最終的な責任を負

うべき政府を持たないから、真の意味での国家ではない、と主張する。日本の権力は、官僚や自民党、そして企業などの強力な自己中心的集団に分散しており、日本は、これら集団相互のもたれ合いと協力による、リーダーシップのない無責任体制であるから、国家ではなく「システム」と呼ぶほうが正確だ、というのである。

筆者はウォルフレンのこの主張や後に紹介する予言的結論には異論があるが、法律などのルールとディベートに関する彼の指摘には賛同できる部分が多い。筆者としてもウォルフレンの諸説を系統的に批判する誘惑に駆られないではないが、それは本稿の目的外であるので、ここでは、彼の意見を「日本異質論」とディベートの関係を説明するための手がかりとして用いるにとどめたい。

ウォルフレンによれば、日本は自由競争の機能する市場経済諸国の一員ではないし、国際社会とも相いれない存在である。なぜなら、国際社会、特にGATTやIMFそしてOECDなどに支えられてきた国際的自由貿易システムでは、日本で見られるような人脈と非公式な手続きよりも、一般的に適用可能なルール（より抽象的に言えば「規範」つまり、あることをすべき、またはすべきでないという尺度）⁽²⁾を尊重しなければならないからである。

日本は、いわば世界に存在はするが、世界の一部ではない孤児であるという。

ウォルフレンの主張を支える1つの柱は、官僚と企業から成る共同体が法的ルールや抽象的規範に対して無関心（ウォルフレンの趣旨を正確に伝えようとするならば、ルールに対する「敵意」というほうが適切であろう）だという指摘である。もう1つの柱が、日本の行政や議会さらには新聞、テレビなどのマスメディア、知識人の間に、欧米諸国に見られるようなディベートが存在しないという指摘である。「……市民層を教育するのに、そしてとりわけ代替的な政策の可能性について、内容が明確でしかも対立しているような意見を主張し、最後にはギブアンドテイクになるようなディスカッションは、日本では見ることができない。そこでは、重要な事項について、ディベートという言葉に値するような適切な

意味でのディベートは何ら行なわれていないのであ
(3)
る」]

そして、ディベートがないから日本にとって何が
今一番大切かという優先事項も明らかにならず、し
たがって日本人には政治的な選挙の可能性が閉ざさ
れていると断定するのである。

ウォルフレンはさらに、ディベートがなければ、
政治のチェックもできないではないかという。ほと
んどの西欧諸国の政治システムは、合理的な議論や
知的な警告、そして真の政治的ディベートに相当の
程度敏感に反応し対応するが、日本ではこのような
応答がないために、チェックが効かないというので
ある。この本は、日本がこのまま進めば西欧社会と
再び衝突を起こすか、なんとか停戦状態に入るかが
関の山で、日本が、人脈や行政指導による統治では
なく法による統治を行なうような、真の意味での近
代立憲国家になり、世界の仲間になるのは、革命で
もない限り困難であろうという、まことに悲観的な
予言で結ばれている。

5. 日本人とディベートするのは不可能である

日本国内に知的な論争であるディベートが存在しな
いということは、日本人は対外関係においてもまと
もな議論のやりとりができないということを示して
いる。ウォルフレンも、合理的な筋道に従った議論
に基づく主張に対して、日本側は、それとはまった
く次元の違う議論で対抗するので、議論がかみ合わ
なくなって袋小路に迷い込んでしまうと指摘してい
る。では、なぜ議論がかみ合わないのだろうか。

ウォルフレンが日本の役人の特性として示唆する
ように、意図的なはぐらかしがあるからだろうか。
確かに、一般市民のだけれども、国会答弁のテレビ中
継や、市役所や警察での体験から、役人はわれわれ
の聞きたいことにまともに答えてくれない、はぐら
かしている、というようないらだちや怒り、それに
あきらめの気持ちを抱いた経験が1度ならずあるだ
ろう。ここでわれわれは、外国からの非難に対して
無理もないと共感を覚えることになる。ディベート
においては、意図的であろうとなかろうと、相手の
主張に対して曖昧な、またはごまかしととれるよう

な応答しかできなければ、そこでマイナスの評価を
受けることになり、最終的に相手の主張が正しいと
判断されても文句はいえない。

意図的なはぐらかしや曖昧な返答は、個人的な悪
意や組織的な「ずるさ」よりも、交渉やコミュニケ
ーションに対する理解とその方法、技術が不十分で
あることに起因するというべきである。

(1) 原則的な処理への無関心と曖昧な交渉権限

ファローズは「日本封じ込め」という論文の中で、
日本側が抽象的な原則を立てることを嫌がるという
例として、次のようなやりとりを挙げている。

英国側が、東京証券取引所の会員権取得をめぐる
交渉で、原則としていくつかの基準を満たせばどの
企業でも市場に参入できるように求めたところ、日
本側は「会員権を何社分ほしいのか」と聞いてきた。
「何社かはわからないが、資格を備えた申請者には
門戸を解放してほしい」と応じると、「2社分か3社
分か」と迫る。そこで2社分認めてくれと申し入れ
たが、日本側が即答を避けている間に、資格を持った
英国企業がもう1社現われてしまったという。⁽⁴⁾

このエピソードは、「外国証券会社に日本の証券市
場をどの程度広く開放すべきか」という問題を解決
するのに、一般原則を立てて決めるか、それとも、
個別に利益を与えて処理するかの違いを浮き彫りに
する。個別的な処理ならば、交渉担当者自身で押し
たり突いたりして何とか可能になる場合でも、原則
的、包括的処理では、その適用範囲が広がるから、
担当者だけでは決められない場合が出てくる。なぜ
なら、彼に（または、しばしば彼の属する組織自体
にも）権限がないからである。このような場合に、
だれが最終的判断をする権限を持つのか、そしてど
のような順序で判断をあおげばよいのかという手続
きが、法律やその他のルールで決まっていなければ、
担当者としては曖昧に答えてお茶を濁すか、そ
うでなくとも決定までに異常に時間がかかるという
ことになる。これは結局のところ、最初からその問
題について交渉する権限のない者が交渉したとい
うことにもなる。

わが国では、行政庁の許認可権を通じた監督、規
制が伝統的に強く、しかもそれらの監督・規制が、

明確な法律や規則ではなく、より柔軟でインフォーマルな通達や、悪名高い「行政指導」により行なわれることが多い。したがって、規制の強い「業界」ほど何をどこまでできるのかが業界内部の者にとってすら明らかではなく、そのことがまた監督官庁のほうを見ながら部外者（特に交渉力の弱い消費者）に対応するという習慣を生み出すのである。また監督官庁同士の間ですら権限の分配について明確なルールのないのが現状である。最近の野村證券などによる損失補填事件で、最終的責任の所在が結局曖昧にされたのも、このような権限関係の「不透明」さに大きな原因があるといえよう。

国際的な交渉場面においては、権限が曖昧な担当者は、「本国」や「本社」からの指示がなければ、相手を納得させるような「譲歩」や「妥協」ができないし、相手方の主張に対する受け答えも曖昧になったり時機を失したりすることになる。しかもたいがいの場合、交渉担当者は手足を縛られながらも善意で最大の努力をするのだが、相手方の欲求不満や憤りをなだめるすべをほとんど持たないのが現実である。そして本国や本社でもまた同じように、個人としては善意だが全体としては責任が不明確な体制が存在するのが常であるから、対外交渉を的確にコントロールするのがきわめて困難となるのである。この意味では、日本の政治的、行政的な最終責任の所在が明確でないというウォルフレンの批判は残念ながら当たっているといわざるをえない。

(2) 的確でタイミングのよい対応ができない

相手の議論にいかにも的確に、しかも時機を逸せずに対応できるかは、ディベートでもっとも大切なポイントである。ファローズの挙げた英国証券会社とのエピソードを発展させると、この点に関する好個の設例となる。

英国側は、「資格を備えた者は参入させるべきだ」という主張をしており、この原則の適用によって一般的な利益を得ようとする。日本側としては、この原則を否定して、積極的に別の原則を導入し、たとえば「ここでは正会員に空席ができれば順番に資格を与えることになっている」と応じることができる。おそらくこれに対しては、「ではどのようなルールで

順番が決まるのか」という質問があるだろう。このようにして、どちらかが応答できなくなるまでやりとりが続き、的確な応答ができなくなった者が負けとなるのである。

ところが、このケースの日本側のように、原則に立脚した相手側の主張に対して「2社か3社か」という個別利益に基づいた応答をするならば、相手方が仮に「強い圧力をかけたものが空席を得ることができる」という理解をしたとしても仕方がない。また、相手が「2社分必要」と答えたのに、それに対する回答に手間取っているようでは、交渉を引き延ばすフェアでない態度と受け取られるであろう。これに対して、平均的日本人が「せっかく英国が言ってきているのだから、日本側も特別の国際的な配慮をして何社分ほしいかと聞いているのに、いまさら3社に増えたから3社分よこせなどと要求するのは好意を無にする態度だ。これでは順番を狂わされた日本の中小証券が浮かばれない」と感じるのには「気持」としては無理もない。

同様に、「気持ち」としては、最近の米穀輸入自由化要求に対して日本人と米の歴史的、文化的な特別の関係を強調して食料安保論を補強しようとするのも理解できる。しかし食料安保をいうなら「主食」を廃止して他の食料にもリスクを分散する方がより合理的である。具体的な現在の争点について、「気持ち」や歴史、文化に立脚した主張をするときには、「サグム・フセインの論理」に陥らないような注意が肝要である。やりとりがかみあわず袋小路に迷い込んでしまって、ディベートが成立しない恐れがあるからである。では、知的な議論のやりとりができないとわかった相手には、どう対処すればよいか。

6・言葉でわからない相手は叩け

まともな議論ができないような相手は、軽蔑して今後おつきあひしないのが一番なのであるが、相手は世界第2の経済大国であるからそうもいかない。そこで、アメリカ議会のように、言葉だけではなく通商法301条のような法律を動員して有無を言わず対日圧力をかける方法が有効とされる。ちなみに、1988年包括通商・競争力法の中では、日本には輸入

しようとする政治的意思がないとか、意味のある交渉は政界のトップレベルのリーダーによる特別サミットで行なわねばならない、というようなことまで表明している。⁽⁶⁾またフランスのクレソン首相のように、「日本は征服をもくろんでおり、われわれとは違う世界の住人だ」というような一方的な勇ましい批判を繰り返して、相手の出方を待つという方法も悪くないということになる。

そもそも、ディベートのようなルールに基づいた知的な議論ができないと、国際的な交渉の能力がないと思われても仕方がない。国際交渉能力が欠けているといわれることは、そのような国は、外交能力がない、つまり他国との関係を結んだり紛争の解決ができないといわれることに等しい。法律の世界では、未成年者や禁治産者は、単独で契約を締結したり訴訟をしたりすることはできないとされる。国際社会を規律する国際法も、日本をはじめとする先進諸国の法律や政治制度も、もとはといえば西欧（特にイギリスとドイツ、フランス）で発展した考え方を取り入れたものであるから、ディベートができない国は一人前の大人の国家と見てもらえないという主張も、このような西欧流の思想的背景と合わせて初めて理解できるのである。

ウォルフレンやファローズをはじめとする「日本異質論」のこわさは、日本はその他の先進諸国（すべて西欧諸国である！）とは異質であり、子供のよ様な振る舞いしかできないのだから、このような国には異なったルールを適用したり、お仕置きとして叩いてもよいという主張を正当化してしまうところにある。日本に対しては自由貿易主義ではなく管理貿易で対抗してもかまわないという主張も可能となるのである。フランスのクレソン首相が、日本の外務省には「珍しい外交抗議」⁽⁸⁾にもかかわらず、「市場問題で我々に何らの教訓を与えられない国からの批判など受け入れられない」と居直ることができるのも、このような世界的（西欧的）ムードと無縁ではないだろう。「野村證券事件」は「日本異質論」の正しさを証明するような最悪のタイミングで報道されたといえる。⁽¹⁰⁾

さらに悪いことには、日本が一人前の正常な国家

としてまともに振る舞うようになれば、日米の第二次太平洋戦争は不可避とする書物も現われてきた。⁽¹¹⁾異常ならば叩かれ、正常になれば戦争が不可避となれば、日本としてはどうすればよいのだろうか。

(1) The Enigma of Japanese Power, (Mac Millan,1989) 参照。篠原勝訳の日本語版が「日本権力の謎」というタイトルで早川書房から出版されている。本稿では英語版を参照している。

(2)前掲書431頁参照。なお GATT とは「関税及び貿易に関する一般協定」のことであり、IMF は「国際通貨基金協定」、OECD は「経済協力開発機構条約」によってそれぞれ設立され、運営されている国際機構である。つまり、国家間の協定や条約などの法的ルールがなければ、現代の国際社会は成り立たないのである。

(3)前掲書409頁。

(4)ジェームズ・ファローズ「日本封じ込め」。中央公論1989年7月号58頁以下、74頁。

(5)民事の裁判では、相手方の主張に対して的確な反論や立証をしないであると、最終的には相手方の言い分が通ることによって自分に不利な判決を受けることになる。これを主張責任あるいは証明責任の問題という。また民事訴訟法139条は、当事者が言うべき時に言うべきことを言わないか、趣旨が不明瞭なことをいつまでも言い続けていると、「時機に遅れた攻撃防御の方法」として、後になってから主張しても取り上げてもらえない場合があることを規定している。

(6)詳しくは、野村光明「日米通商摩擦の根底にあるもの」大阪大学放送講座テキスト（1989）121頁以下参照。

(7)日本経済新聞1991年6月5日付参照。

(8)フィナンシャル・タイムズ1991年5月30日付第1面参照。

(9)日本経済新聞1991年6月5日付参照。

(10) NEXIS データベースによれば、わずか1991年6月21日から7月2日までの間に108件の記事が日本を含む主要な新聞に掲載されている。さらに、英国のエコノミスト誌の6月29日号12頁には、銀行・証券会社と暴力団との報道されていない取引に関して、日本ジャーナリストの健全さを疑わせるような指摘も見られるのは事態の深刻さを示している。

(11) G.Friedman & Meredith LeBard, The Coming War With Japan, (St.Martin's Press,1991) 参照。古賀林幸訳による同名の日本語版が徳間書店から出ている。

経済広報センター だより

1991年8月号 ————— NO.143

●ピリツと一言	国際化はビジネス小説の翻訳で 千栄子ムルハーン	表2
●広報立見席	カルチャー・ギャップ 倉益昭支	1
●特別インタビュー	経営におけるアートとサイエンス 徳増須磨夫	4
●広報世相学	ロコミ時代 西川りゅうじん	11
●講演ダイジェスト	「企業主義」と日本資本主義の発展 曹圭河	12
●レポート・広報とは	実体を知らせることを重視 サントリー	16
●広報へのヒント	日本型経済体制の自己点検を 鈴木幸夫	18
●視点・観点	“和”の社会とディベート(2) 野村美明	20
●企業市民時代の ビジネスマン	1本のロープを握りしめて 鎌田淳司	24
●PA・TOPICS		2
●企業広報ニュース		26
●経済広報センターニュース		30